新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和３年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費  補助金交付要綱  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。) 第24条の規定に基づき、令和３年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  第２条～第13条（略）  附則  １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  ２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 | 令和２年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費  補助金交付要綱  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和２年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  第２条～第13条（略）  附則  １　この要綱は、令和２年９月23日から施行する。  ２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附則  この要綱は、令和３年２月19日から施行し、令和２年９月23日から適用する。  附則  　この要綱は、令和３年３月22日から施行する。 |
| 新 | 旧 |
| 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 1 補助対象事業 | 2 基準額 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | | 参加施設のシステムの接続に係る事業 | 387,069,000円  ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。  基幹病院(電子カルテ)  14,050,000円  病院(電子カルテ)  8,390,000円  病院(レセプト)  2,879,000円  病院(画像連携)  1,550,000円  診療所(電子カルテ)  1,270,000円  診療所(レセプト)  870,000円  診療所(画像連携)  930,000円  薬局  660,000円  介護事業所  780,000円 | 委託料 | 定額 | | 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 1 補助対象事業 | 2 基準額 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | | 参加施設のシステムの接続に係る事業 | 499,390,000円  ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。  基幹病院(電子カルテ)  14,050,000円  病院(電子カルテ)  8,390,000円  病院(レセプト)  2,879,000円  病院(画像連携)  1,550,000円  診療所(電子カルテ)  1,270,000円  診療所(レセプト)  870,000円  診療所(画像連携)  930,000円  薬局  660,000円  介護事業所  780,000円 | 委託料 | 定額 | |
| 新 | 旧 |
| 別表第２（略） | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事務局の運営に係る事業 | 5,145,000円 | 給料、職員手当等、共済費、需用費（食糧費を除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料とする。 | 定額 |   別表第２（略） |